

生活保護実施概要

令和6年度（2024年度）実績

(裏)

ま え が き

この実施概要は、生活保護行政の参考資料として、令和6年度中における本道（札幌市・旭川市・函館市を含む）の生活保護の実施状況と「被保護者調査」等の統計数値を中心に編集したものです。

被保護世帯・人員は、近年減少傾向にありますが、令和6年度では、被保護世帯数 121,212 世帯（前年度比 99.7%）、被保護人員 148,456 人（前年度比 98.8%）で、保護率は 2.93%（前年度 2.94%）と、全国平均（1.62%）に比べ依然として高い状況で推移しています。

また、令和6年度の世帯類型別被保護世帯の状況は、「高齢者世帯」は横ばい傾向、「母子世帯」は減少傾向、「傷病・障害者世帯」は横ばい傾向、「その他の世帯」は増加傾向となっています。

本書は、このような本道における生活保護の現状と動向を、統計数値を通して明らかにしたものであり、今後の生活保護行政を推進する際に関係者の手助けとなり、業務の円滑を図る上で活用していただければ幸いです。

令和8年（2026年）3月

ご 利 用 に 当 た っ て

- 1 この実施概要で使用した統計数値は、特に表示のない限り福祉行政報告例（生活保護関係）、被保護者調査、生活保護費経理状況報告及び診療報酬知事決定書によるものです。

被保護者調査で確定値が公表されていない数値は、速報値を使用しており確定値と差異がある場合があります。

なお、全道数値については、特に表示のない限り札幌市・旭川市・函館市を含めた数値です。

- 2 保護率の基礎となる人口については、時点の記載の無いものは各年度の住民基本台帳ネットワークシステム上の令和6年(2024年)9月30日現在の入力状況によるものです。

- 3 数値の単位未満は、原則として四捨五入していますので、年度平均における合計と内訳の合計数は一致しない場合があります。

また、構成比についても、端数処理の関係上、合計値が100%とならない場合があります。

生活保護実施概要目次

第1	生活保護制度の概要	1
第2	福祉事務所の実施体制	3
第3	保護の動向	4
1	保護の実施状況と社会的背景	4
2	被保護世帯、人員の状況	8
3	保護率の状況	10
4	世帯類型別被保護世帯の状況	12
5	労働力類型別被保護世帯の状況	13
6	扶助別被保護人員の状況	14
7	被保護世帯構成人員、年齢階層別人員の状況	15
8	保護の開始・廃止の状況	17
9	医療扶助の状況	21
10	生活保護費支出状況	23
第4	保護基準	25
1	生活保護基準額の年次推移	26
2	一般世帯と被保護世帯との消費支出の比較	27
3	最低生活保障水準の具体例（令和6年度）（北海道）	28
4	標準3人世帯における最低生活保障水準の推移（北海道）	30

生活保護統計諸資料

1	福祉事務所別保護状況	35
2	町村別保護状況	37
3	福祉事務所別被保護世帯の推移（停止含む）	39
4	福祉事務所別被保護人員の推移（停止含む）	41
5	福祉事務所別保護率の推移	43

6	都道府県・指定都市・中核市別被保護世帯等の状況	44
7	福祉事務所別世帯類型の推移（高齢者世帯）	46
8	福祉事務所別世帯類型の推移（母子世帯）	48
9	福祉事務所別世帯類型の推移（傷病・障害者世帯）	50
10	福祉事務所別世帯類型の推移（その他世帯）	52
11	福祉事務所別保護世帯の推移（開始世帯）	54
12	福祉事務所別保護世帯の推移（廃止世帯）	56
13	福祉事務所別医療扶助人員（総数）の推移	58
14	福祉事務所別医療扶助人員（入院）の推移	60
15	福祉事務所別医療扶助人員（入院外）の推移	62
16	福祉事務所別医療扶助率の推移	64
17	医療扶助人員の年度別、入院・入院外別、単給・併給別、 病類別推移	66
18	1世帯当たり医療扶助人員の推移	68
19	生活保護及び社会保険の受診率の推移	70
20	診療報酬審査決定状況	72
21	生活保護法による指定医療機関の状況	74
22	生活保護法による指定介護機関の状況	75
23	生活保護費支出状況の推移	76
24	生活保護費の扶助別、郡部・市部別支出状況	79
25	生活保護費支出額の1世帯当たり等支出額	80
26	福祉事務所別一時扶助実施状況	82
27	生活保護施設の現況	84
28	生活保護施設入所者の現況（救護施設）	86
北海道内の福祉事務所一覧		88

第1 生活保護制度の概要

1 生活保護制度の沿革

生活困窮者に対する対策としてわが国最初の公的扶助制度は、明治7年に施行された恤救規則じゆつききうです。この制度の内容は隣保相扶と慈恵的な救済であり、60余年にわたって実施してきたという歴史的な意義を持っていました。

しかし、その後時代の変遷とともに、これに代わって昭和4年に救護法が施行されました。救護法は、当時としては進歩的な内容を持った制度でありましたが、この取扱いはなお、差別的・制限的でありました。その後、第二次世界大戦の終結後の臨時応急の措置として「生活困窮者緊急生活援護要綱」が昭和21年4月から施行されましたが、これは、どこまでも臨時的・応急的な対策であったことから昭和21年10月に旧生活保護法が施行されました。この制度は、貧困の救済を国家責任として無差別平等に保護することとした最初のものでありますが、昭和22年の日本国憲法の施行に伴い、憲法第25条に規定された生存権の保障と社会保障制度の確立を図るため、昭和25年に現行の生活保護法が制定、施行されたものであり、令和7年で制定後75年が経過しました。

2 生活保護制度の役割

住民の福祉を増進し、生活の安定と維持向上を図るため、各種福祉施策や社会保険制度がそれぞれの機関において行われていますが、生活保護制度は、これらの施策や制度によっても、なお生活に困窮する国民に対し、国の責任においてその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、国の定める生活水準を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

また、生活保護制度は最低限度の生活の保障であり、国民は差別されることなく平等に受けられるものであって、国民が権利として主張できる、生存権を実現するための制度のひとつといえることができます。この制度では、その者の利用し得る資産・能力、その他あらゆるものを活用してもなお、国の定める生活保障水準の生活を維持することができない場合に、その不足する部分について保護を行います。生活保護は社会保険・社会福祉に係る制度

や施策など他の法律等による給付を受けることができるときは、まず、その給付を受ける必要があることから、最終的な保障制度としての役割を担っているといえます。したがって、その果たす役割についても時代の変遷や社会福祉施策の充実によって変化があります。

近年では、障害者総合支援法や生活困窮者自立支援法の施行とともに、年金制度や医療保険制度の見直しなど社会保障制度全般にわたる見直しが進められており、生活保護制度についても、国民生活最後の切りどころとなるセーフティネットとしての機能、他の社会保障制度との役割分担など、そのあり方が議論されています。

3 生活保護の運営実施等

生活保護制度は、国の責任において国民の最低限度の生活を保障する公的扶助制度であることから、厚生労働大臣が「保護の基準」や保護の実施に係る処理基準として「実施要領」を定め、生活保護法第 19 条に基づき知事や市長が「実施機関」として具体的に保護の決定実施を行っています。

また、知事や市長は、福祉事務所長に保護の決定実施に関する事務を委任することができるかとされています。(同条第 4 項)

平成 12 年 4 月から、地方分権一括法の施行により、生活保護に関する事務は機関委任事務から法定受託事務と自治事務に整理されています。

また、生活保護に関する費用は、国・道及び市が負担しており、国の負担割合は、昭和 59 年度までは 8/10、昭和 60 年度から昭和 63 年度までは 7/10、平成元年度からは 3/4 となっています。

第2 福祉事務所の実施体制

本道における福祉事務所は、市については、44の市部福祉事務所（札幌市に10福祉事務所、他34市に各1福祉事務所）が、町村については、14の郡部福祉事務所（道の14総合振興局・振興局の社会福祉課が担当。なお、社会福祉課の他に11の出張所がある。）が設けられています。

なお、札幌市は昭和47年4月1日に指定都市となり、北海道の事務監査から除外されています。

また、旭川市は平成12年4月1日から、函館市は平成17年10月1日から、それぞれ中核市へ移行していますが、事務監査についてのみ、北海道の所管となっています。

福祉事務所には所長のほか、指導監督を行う所員（査察指導員）、現業を行う所員（地区担当員、面接員）、事務を行う所員を置くことになっており、査察指導員と現業員の配置状況は次のとおりです。

（令和6年4月1日現在）

区 分	指導監督を行う所員			現業を行う所員		
	標準数	現在員	充足率(%)	標準数	現在員	充足率(%)
全 道	231	227	98.2	1,533	1,444	94.1

第3 保護の動向

1 保護の実施状況と社会的背景

昭和30年代における保護は、就労しているがなお低所得であるために保護を受ける世帯が相当数あり、低所得者に対する所得保障としての経済給付に重点が置かれていました。

昭和40年代は、40年の不況後、約5年間にわたりいわゆる「いざなぎ景気」を迎え、平均経済成長率11.8%という好況を続けました。その結果、就労している世帯の被保護世帯が激減しましたが、40年代後半にもたらされた石油危機により物価上昇や物不足などが実生活を直撃し、低所得層全体が大きな被害を受けました。このため、生活保護基準の算定方式における格差縮小方式の導入と、国民生活の向上により、保護基準が著しく引き上げられたことなどから、経済成長の恩恵に浴さない就労高齢者、心身障害者、傷病者等のいる世帯において、保護の適用を受ける世帯が増加する傾向にありました。

石油危機後、日本経済は低成長時代を迎え、昭和50年代に入ると構造不況による鉄鋼・造船産業の低迷、炭鉱災害や石炭産業の縮小合理化等長引く不況と数度にわたる冷害凶作、200海里規制等による漁業不振等により地域経済は悪化の一途をたどり、被保護世帯も昭和60年まで増加しました。

昭和58年に入って日本経済は、長期間続いた不況から回復基調に転じ、本道の景気も昭和59年後半からやや明るい兆しをみせ始め、昭和62年後半からようやく本格的な上昇に転じました。こうした景気回復を背景に、女性の社会進出が浸透し、母子世帯の経済的自立が促進されたことや、昭和61年4月に基礎年金の導入、年金額の引き上げ等の改善による年金所得水準が確保されたこと、高齢者対策を中心に要援護世帯に対する諸施策の充実が図られたことなどが要因となり、被保護世帯は平成7年まで減少しました。

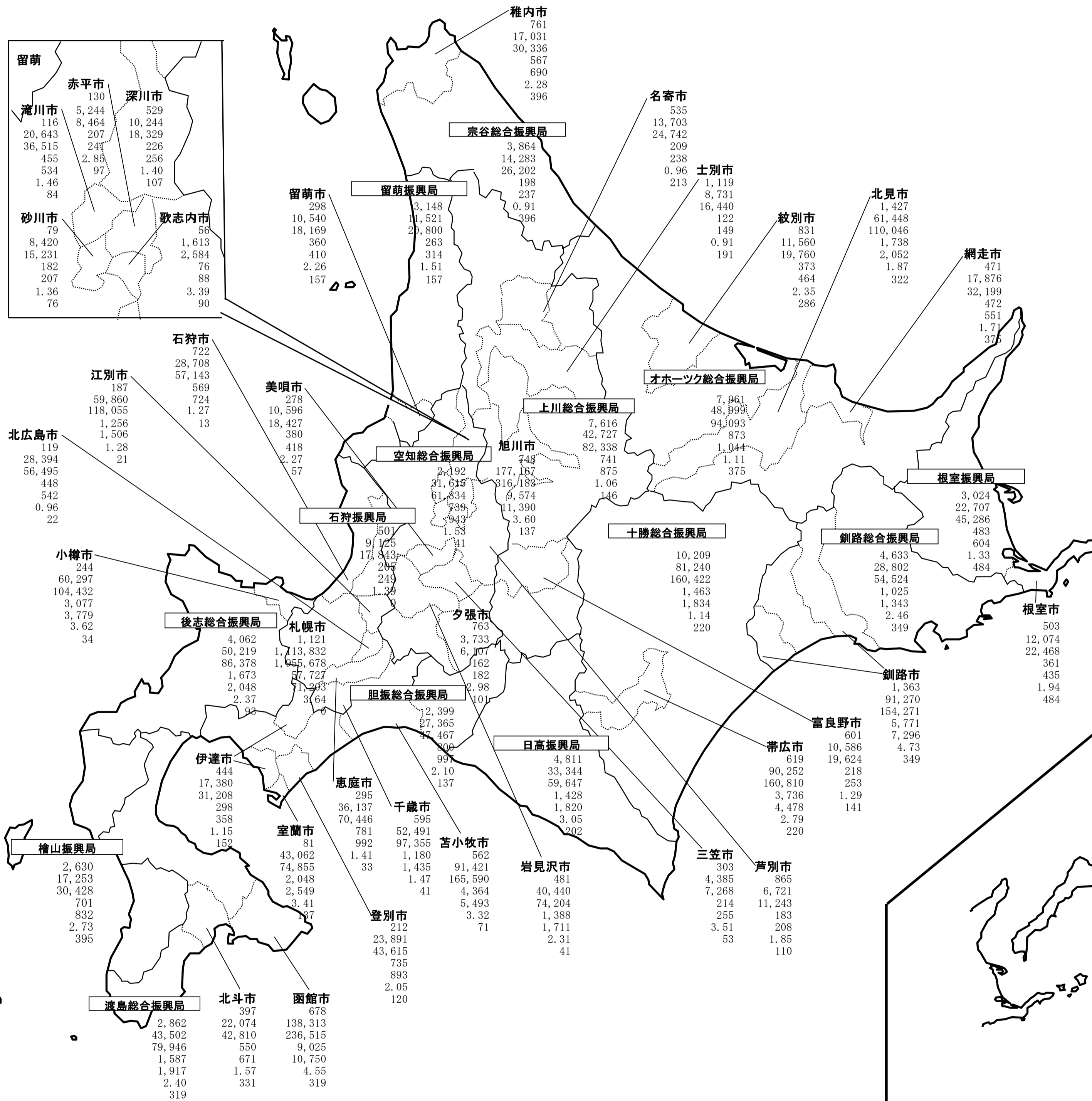
平成3年にバブル経済が崩壊したものの平成6年まで景気は回復傾向にありました。しかし、平成9年に消費税が引き上げられたことや銀行の貸し渋りなどにより、個人消費が低下の推移をたどり、景気が減速していきました。

平成11年以降は、景気の回復、悪化を繰り返しながらも、平成15年には完全失業率が過去最悪となるなど、雇用情勢に相まって、被保護世帯数は、平成12年からは、昭和60年度を超える状況となりました。

平成21年には、平成20年のリーマンショック後の大幅な景気悪化、平成22年夏には、猛暑効果も加わり、円高が輸出産業に影響を与え、失業率も高水準にとどまるなど、雇用面での厳しい状況が続きました。平成23年3月には、東日本大震災にも見舞われ、広く経済的な影響が生じました。

その後、平成26年4月及び令和元年10月の消費税率引上げ（平成26年4月：5→8%、令和元年10月8%→10%）や平成30年に発生した北海道胆振東部地震の影響を受けつつも雇用・所得環境の好循環が広がりつつある中、緩やかな回復基調が続き、平成28年の123,882世帯をピークに緩やかに減少しています。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の影響により、北海道経済は令和2年4、5月を底に大きく低迷し、令和6年においても、景気の回復ペースは鈍く、今後もその動向に注視していく必要があります。



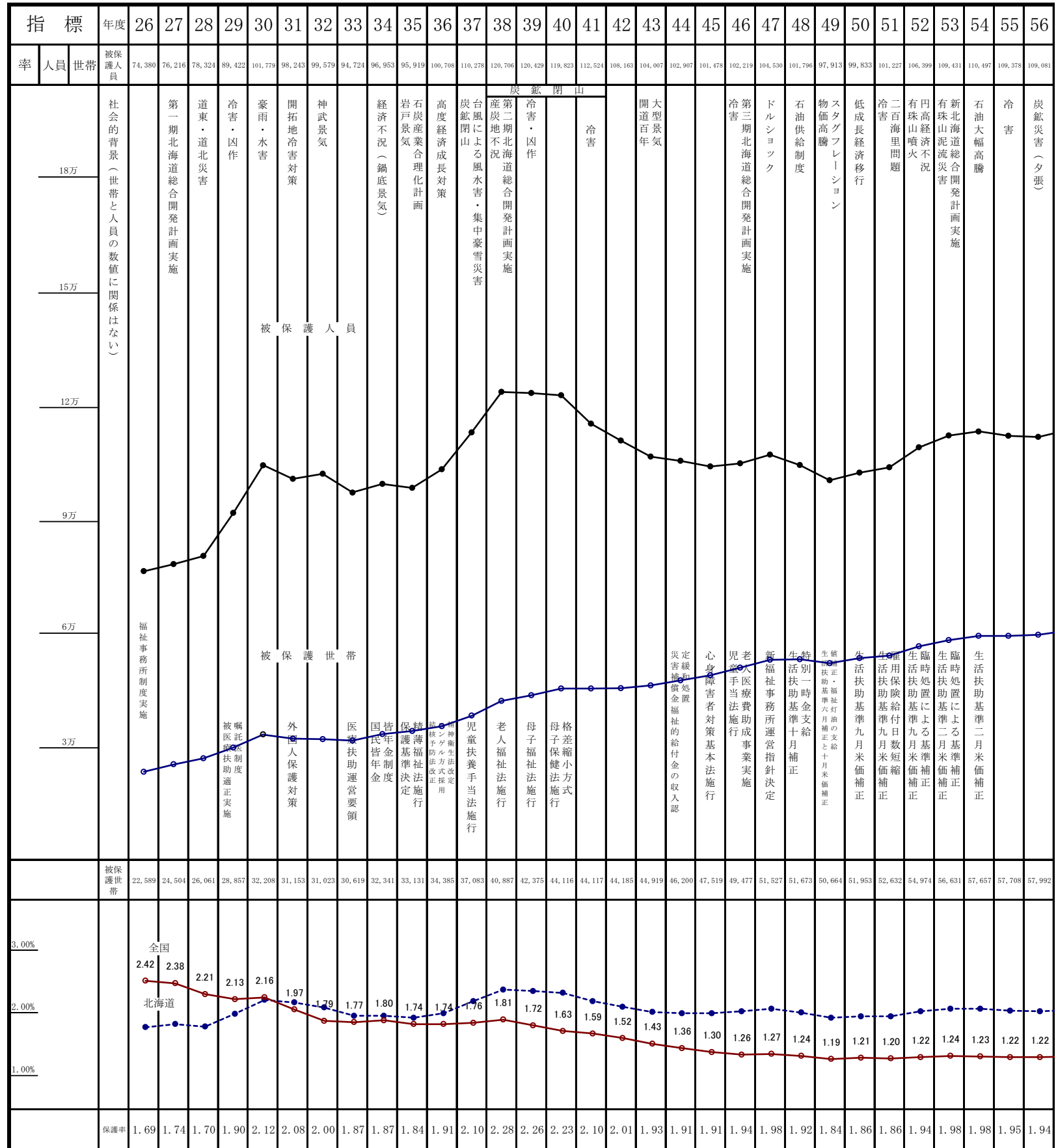
区分	北海道
管内面積 (R7.4.1)	83,422 Km ²
管内世帯数 (R7.1.1)	2,812,839 世帯
管内人口 (R7.1.1)	5,044,825 人
被保護世帯数 (R6平均)	121,212 世帯
被保護人員 (R6平均)	148,456 人
保護率 (R6平均)	2.93 %

※管内面積は北方地域を含む。
 ※管内世帯数及び管内人口は、R7.1.1現在の住民基本台帳上の数値。
 ※各実施機関の保護率は、R7.1.1現在の住民基本台帳上の人口に基づく数値。

凡例	
福祉事務所	
管内面積	Km ²
管内世帯数	世帯
管内人口	人
被保護世帯数(停止含む)	世帯
被保護人員	人
保護率	%
本庁からの距離	km

※時点は上記全道値と同時期

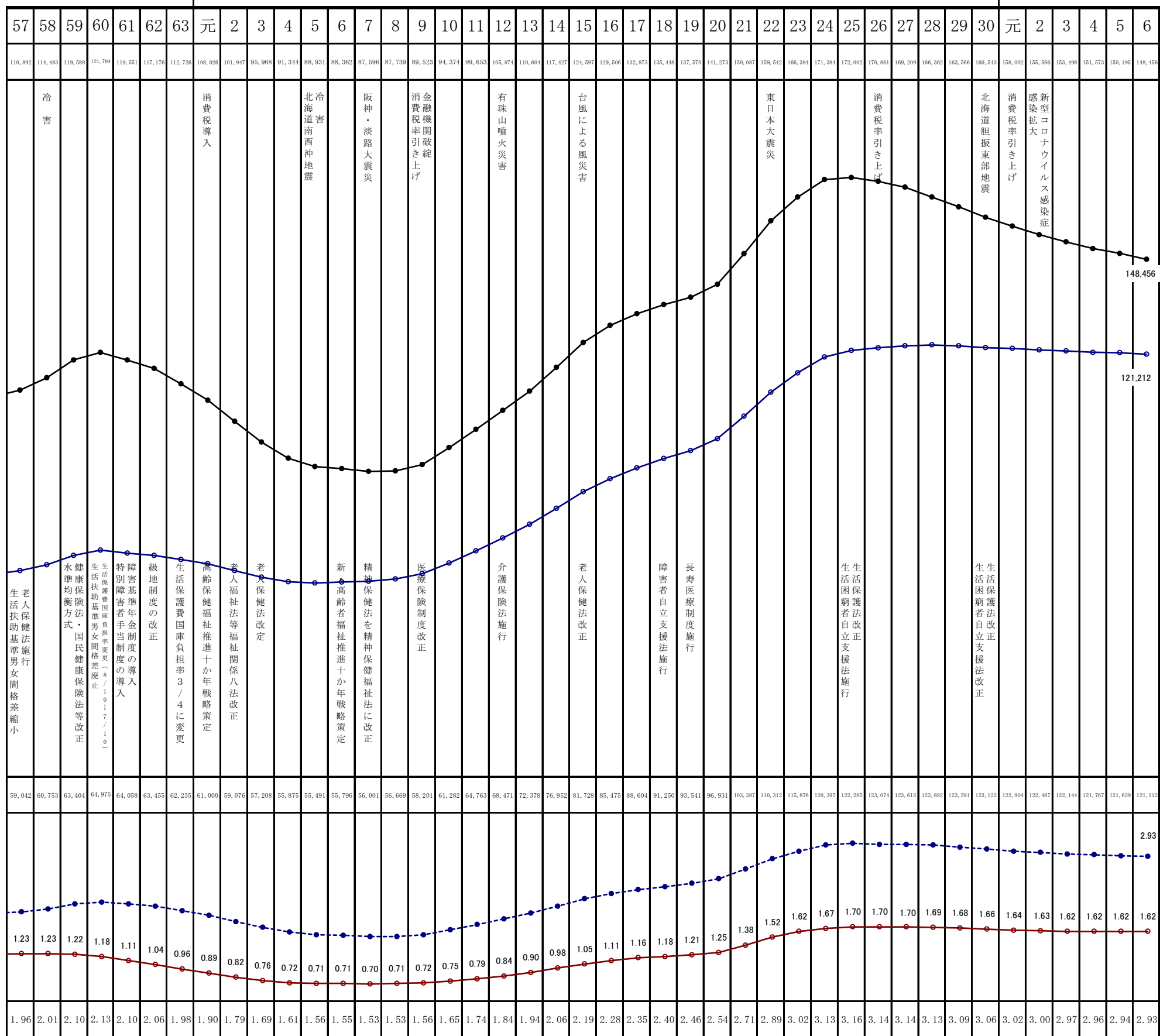
生活保護状況の年次推移



(注) 1 札幌市・旭川市・函館市を含む
 2 被保護世帯、人員数には停止世帯、人員を含む。

←昭和 平成→

←平成 令和→

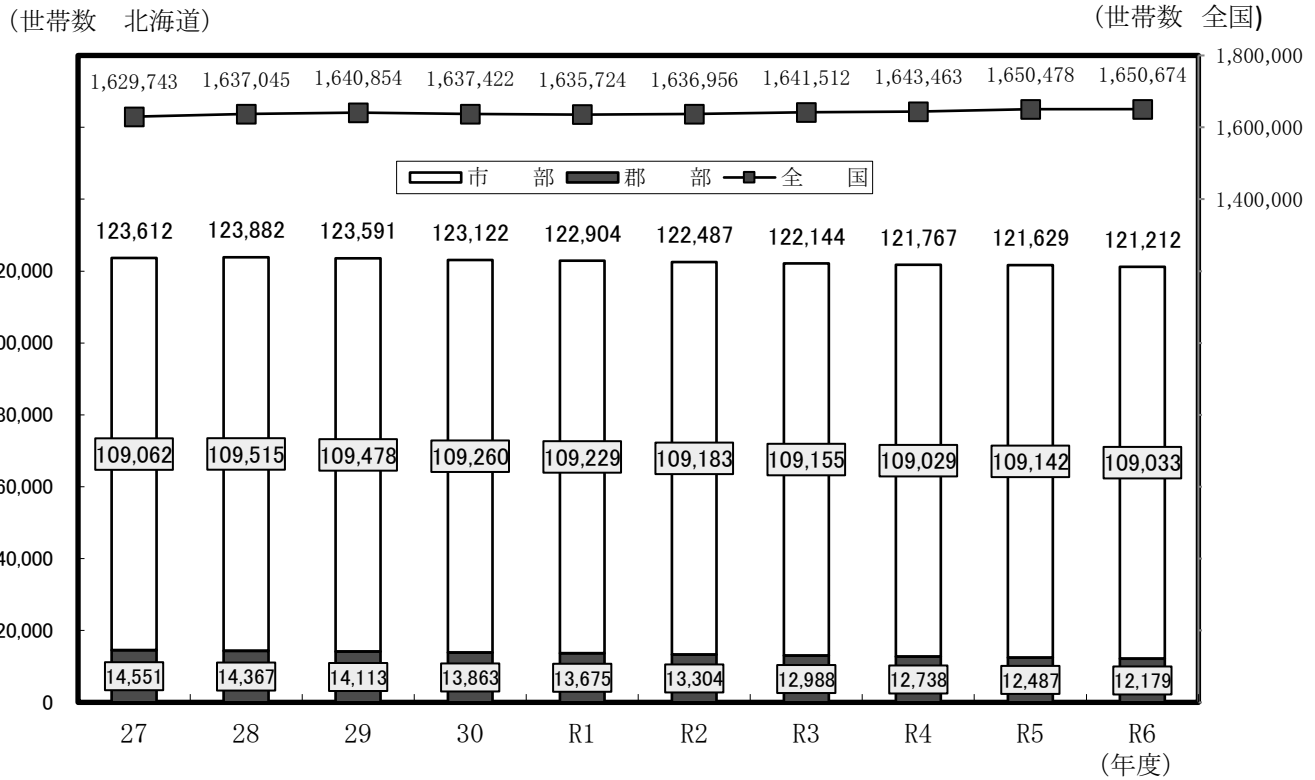


2 被保護世帯、人員の状況

(1) 被保護世帯の状況

被保護世帯は、令和6年度では 121,212世帯と、令和5年度の 121,629世帯と比較して 417世帯

第1図 被保護世帯数の推移



第1表 被保護世帯数の推移

(年度平均)

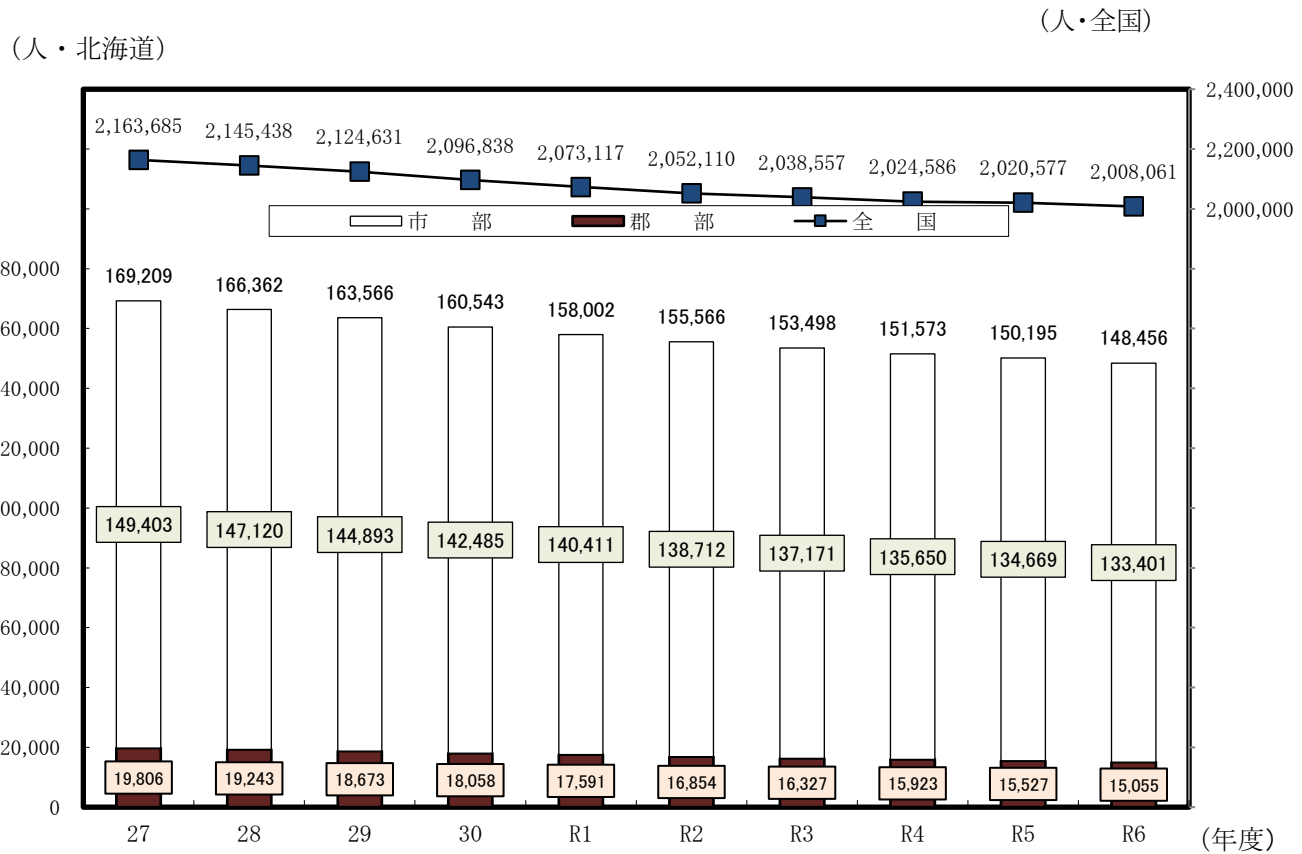
区分 年度	全道		郡部			市部			全国	
	世帯数	指数	世帯数	構成比	指数	世帯数	構成比	指数	世帯数	指数
27	123,612	100.0	14,551	11.8	100.0	109,062	88.2	100.0	1,629,743	100.0
28	123,882	100.2	14,367	11.6	98.7	109,515	88.4	100.4	1,637,045	100.4
29	123,591	100.0	14,113	11.4	97.0	109,478	88.6	100.4	1,640,854	100.7
30	123,122	99.6	13,863	11.3	95.3	109,260	88.7	100.2	1,637,422	100.5
R1	122,904	99.4	13,675	11.1	94.0	109,229	88.9	100.2	1,635,724	100.4
R2	122,487	99.1	13,304	10.9	91.4	109,183	89.1	100.1	1,636,956	100.4
R3	122,144	98.8	12,988	10.6	89.3	109,155	89.4	100.1	1,641,512	100.7
R4	121,767	98.5	12,738	10.5	87.5	109,029	89.5	100.0	1,643,463	100.8
R5	121,629	98.4	12,487	10.3	85.8	109,142	89.7	100.1	1,650,478	101.3
R6	121,212	98.1	12,179	10.0	83.7	109,033	90.0	100.0	1,650,674	101.3

停止含む

(2) 被保護人員の状況

被保護人員は、令和6年度では148,456人と、令和5年度の150,195人と比較して1,739人（1.2%）減少しています。

第2図 被保護人員の推移



第2表 被保護人員の推移

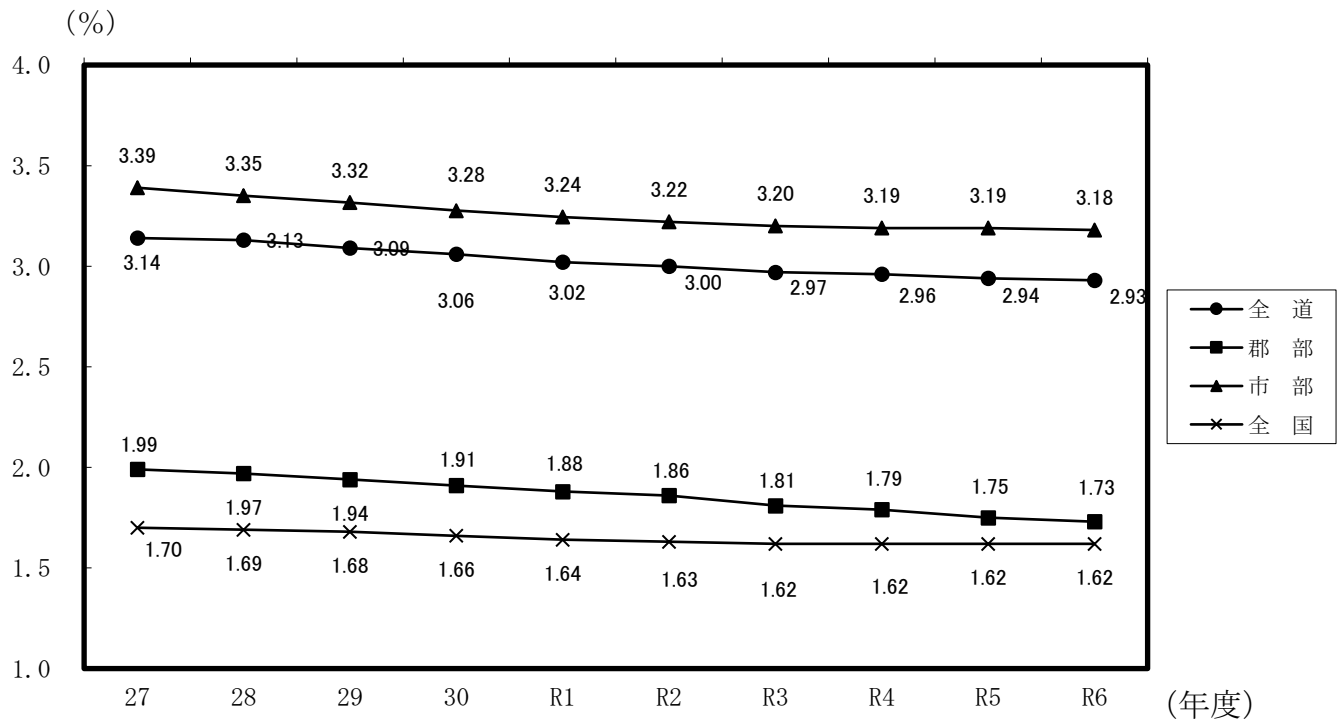
(年度平均)

区分 年度	全道		郡部			市部			全国	
	人員	指数	人員	構成比	指数	人員	構成比	指数	人員	指数
27	169,209	100.0	19,806	12.4	100.0	149,403	87.6	100.0	2,163,685	100.0
28	166,362	98.3	19,243	12.1	97.2	147,120	87.9	98.5	2,145,438	99.2
29	163,566	96.7	18,673	11.9	94.3	144,893	88.1	97.0	2,124,631	98.2
30	160,543	94.9	18,058	11.7	91.2	142,485	88.3	95.4	2,096,838	96.9
R1	158,002	93.4	17,591	11.1	88.8	140,411	88.9	94.0	2,073,117	95.8
R2	155,566	91.9	16,854	10.8	85.1	138,712	89.2	92.8	2,052,110	94.8
R3	153,498	90.7	16,327	10.6	82.4	137,171	89.4	91.8	2,038,557	94.2
R4	151,573	89.6	15,923	10.5	80.4	135,650	89.5	90.8	2,024,586	93.6
R5	150,195	88.8	15,527	10.3	78.4	134,669	89.7	90.1	2,020,577	93.4
R6	148,456	87.7	15,055	10.1	76.0	133,401	89.9	89.3	2,008,061	92.8

3 保護率の状況

保護率は、令和6年度で2.93%と、令和5年度の2.94%より0.01%減少しました。

第3図 保護率の推移



第3表 保護率の推移

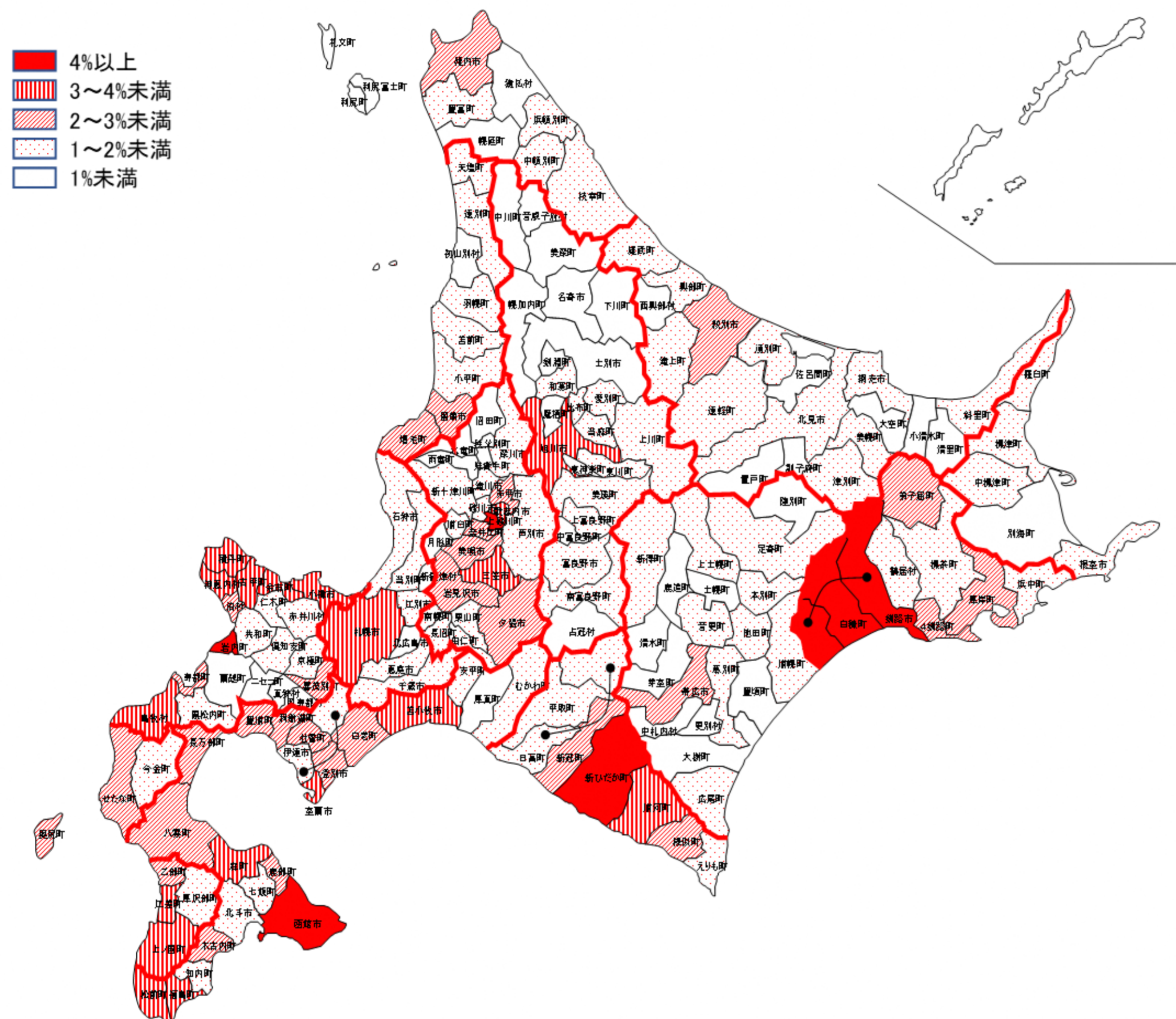
(年度平均) (%)

区分 年度	全道	郡部	市部	全国
27	3.14	1.99	3.39	1.70
28	3.13	1.97	3.35	1.69
29	3.09	1.94	3.32	1.68
30	3.06	1.91	3.28	1.66
R1	3.02	1.88	3.24	1.64
R2	3.00	1.86	3.22	1.63
R3	2.97	1.81	3.20	1.62
R4	2.96	1.79	3.19	1.62
R5	2.94	1.75	3.19	1.62
R6	2.93	1.73	3.18	1.62

〈地域別保護率の状況〉

地域別にみると、保護率が比較的高い地域が、都市部、道央から道南にかけての日本海沿岸、太平洋沿岸、旧産炭地域などに見られます。

一方、札幌市周辺のベッドタウンとして発展してきた地域や、空知、上川、オホーツク及び道東や道北の農業や酪農を主要産業としている地域は保護率が低い傾向にあります。



福祉事務所名	保護率 (R6平均) (%)
石狩	1.40
渡島	2.37
檜山	2.67
後志	2.44
空知	1.52
上川	1.05
留萌	1.50
宗谷	0.89
オホーツク	1.08
胆振	2.07
日高	3.03
十勝	1.15
釧路	2.44
根室	1.32
郡部計	1.73
小樽市	3.59
室蘭市	3.40
釧路市	4.70
帯広市	2.78
北見市	1.87
夕張市	2.84
岩見沢市	2.29
網走市	1.72
留萌市	2.24
苫小牧市	3.30
稚内市	2.27
美瑛市	2.24
芦別市	1.87
江別市	1.27
赤平市	2.79
紋別市	2.36
士別市	0.89
名寄市	0.97
三笠市	3.49
根室市	1.90
千歳市	1.48
滝川市	1.45
砂川市	1.35
歌志内市	3.41
深川市	1.38
富良野市	1.29
登別市	2.03
恵庭市	1.39
伊達市	1.13
北広島市	0.95
石狩市	1.25
北斗市	1.58
市計	2.39
郡部市部計	2.16
札幌市	3.63
旭川市	3.59
函館市	4.54
合計	2.93

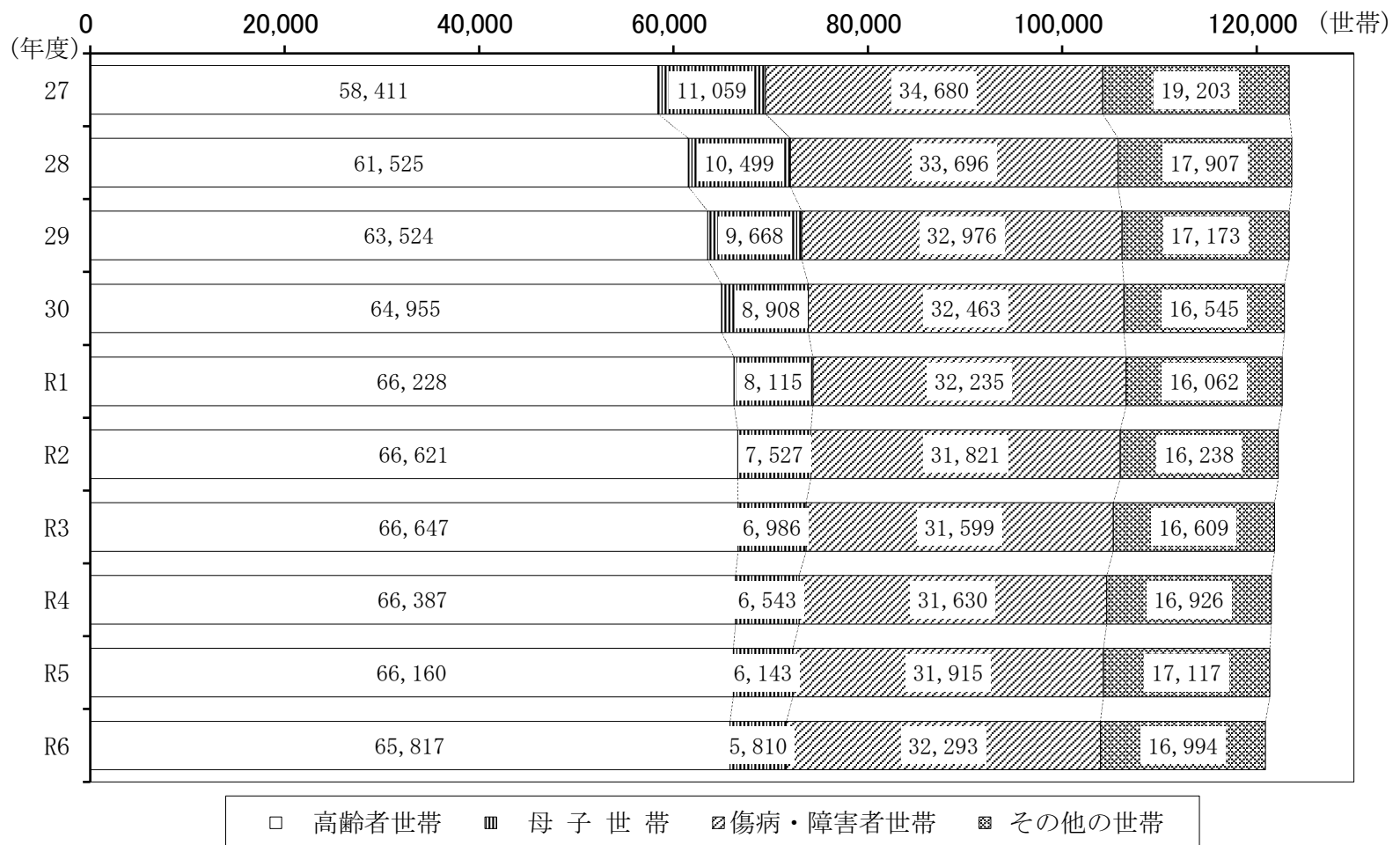
※郡部の各福祉事務所の保護率は各管内町村保護率の平均

4 世帯類型別被保護世帯の状況

被保護世帯を世帯類型別構成割合で見ると、令和6年度では、高齢者世帯が構成比 54.4%と最も高く、次いで傷病・障害者世帯 26.7%、その他の世帯 14.1%、母子世帯4.8%となっています。

高齢者世帯と傷病・障害者世帯については、横ばい傾向、母子世帯については、減少傾向が続いており、その他の世帯は近年、増加傾向となっています。

第4図 世帯類型別被保護世帯の推移



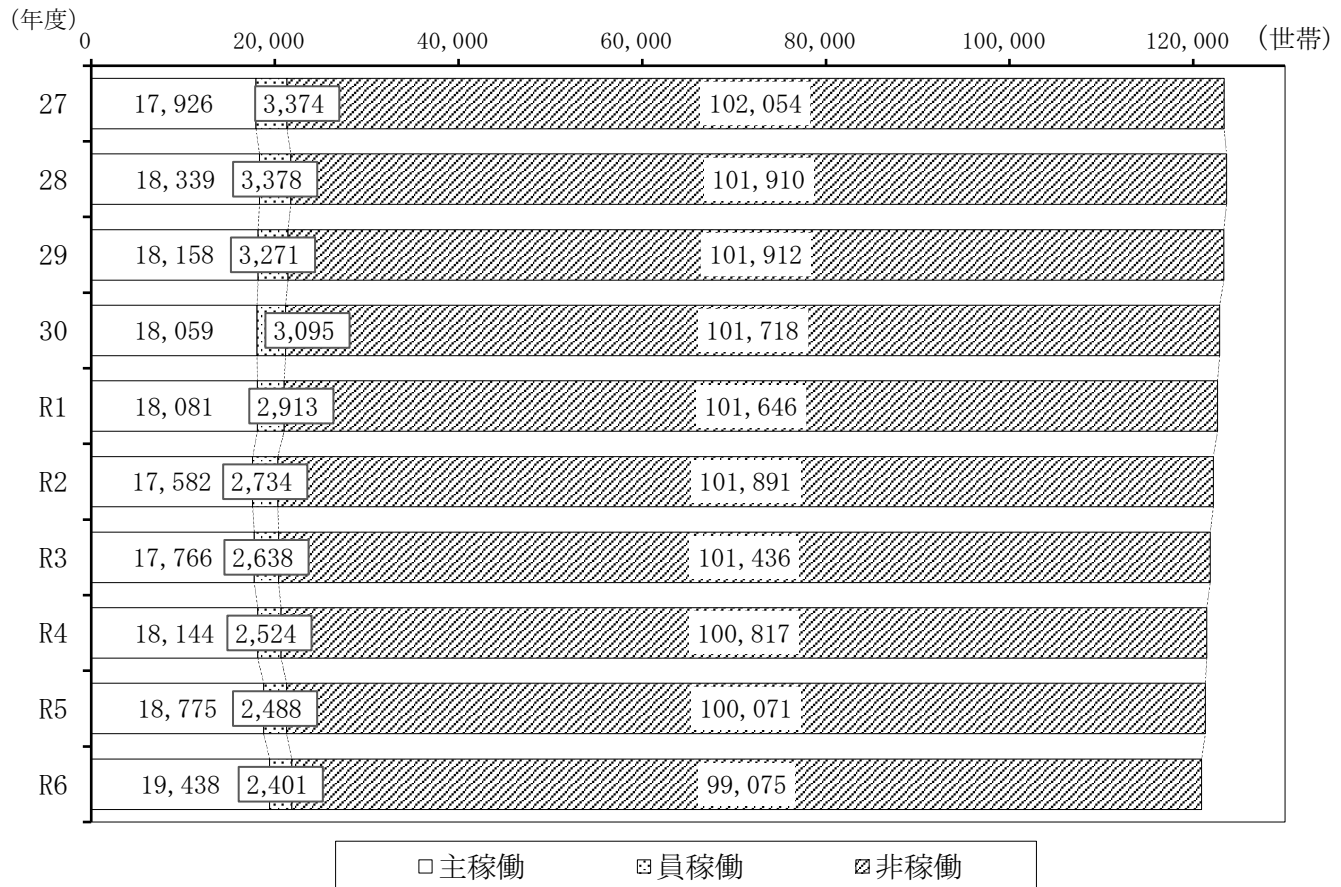
第4表 世帯類型別被保護世帯数の推移

区分 年度	総数(停止除く)		高齢者世帯			母子世帯			傷病・障害者世帯			その他の世帯		
	実数	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数
27	123,353	100.0	58,411	47.4	100.0	11,059	9.0	100.0	34,680	28.1	100.0	19,203	15.6	100.0
28	123,626	100.2	61,525	49.8	105.3	10,499	8.5	94.9	33,696	27.3	97.2	17,907	14.5	93.3
29	123,341	100.0	63,524	51.5	108.8	9,668	7.8	87.4	32,976	26.7	95.1	17,173	13.9	89.4
30	122,871	99.6	64,955	52.9	111.2	8,908	7.3	80.6	32,463	26.4	93.6	16,545	13.5	86.2
R1	122,640	99.4	66,228	54.0	113.4	8,115	6.6	73.4	32,235	26.3	93.0	16,062	13.1	83.6
R2	122,207	99.1	66,621	54.5	114.1	7,527	6.2	68.1	31,821	26.0	91.8	16,238	13.3	84.6
R3	121,841	98.8	66,647	54.7	114.1	6,986	5.7	63.2	31,599	25.9	91.1	16,609	13.6	86.5
R4	121,485	98.5	66,387	54.6	113.7	6,543	5.4	59.2	31,630	26.0	91.2	16,926	13.9	88.1
R5	121,334	98.4	66,160	54.5	113.3	6,143	5.1	55.5	31,915	26.3	92.0	17,117	14.1	89.1
R6	120,914	98.0	65,817	54.4	112.7	5,810	4.8	52.5	32,293	26.7	93.1	16,994	14.1	88.5

5 労働力類型別被保護世帯の状況

被保護世帯における労働力類型は、令和6年度で非稼働世帯が81.9%、世帯主が働いている世帯は16.1%、世帯員が働いている世帯は2.0%となっており、非稼働世帯、世帯員が働いている世帯は、横ばい傾向、世帯主が働いている世帯は、増加傾向となっています。

第5図 労働力類型別被保護世帯の推移



第5表 労働力類型別被保護世帯の推移

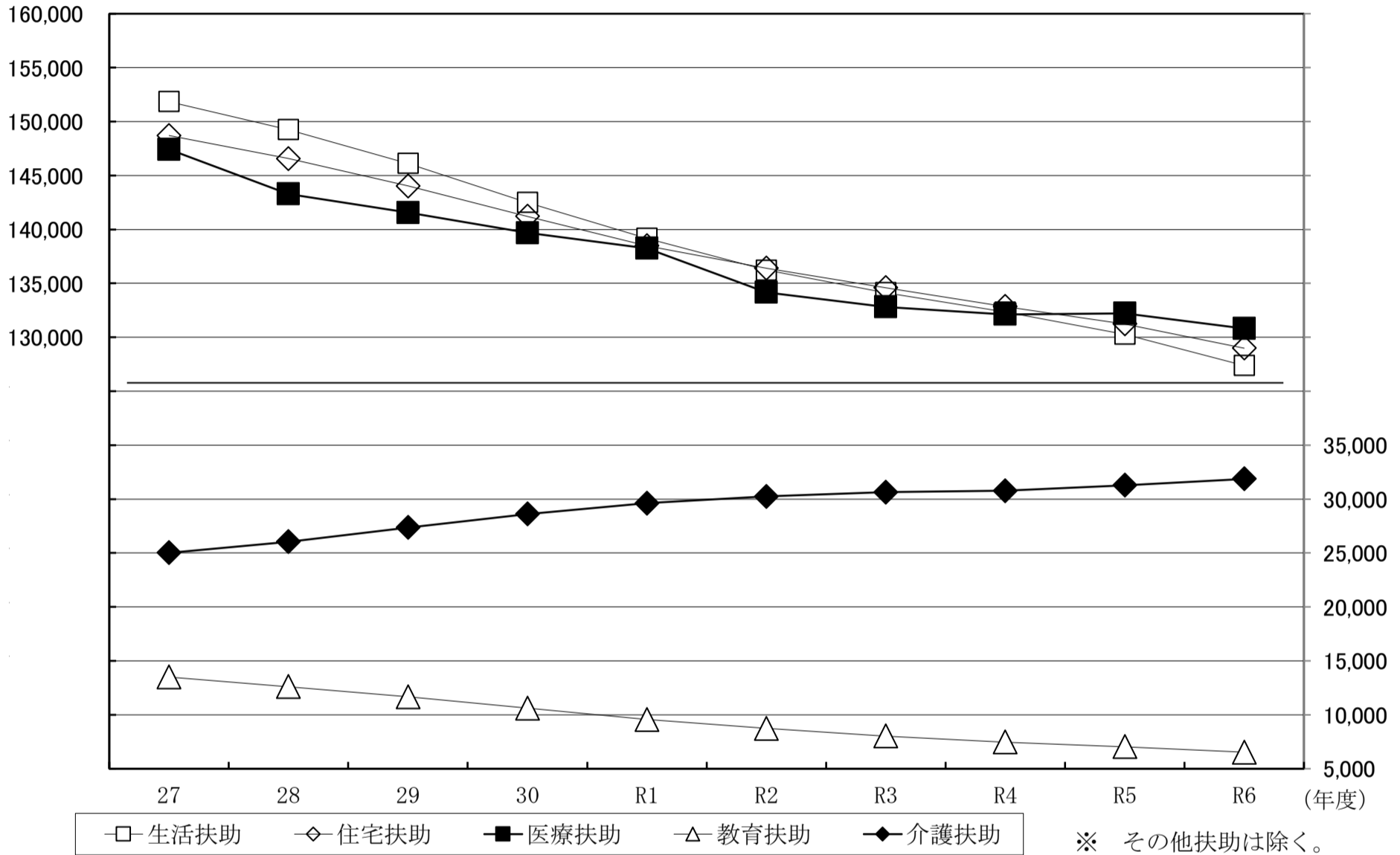
(年度平均)

区分 年度	総数 (停止除く)	世帯主が働いて いる世帯			世帯員が働いて いる世帯			働いている者が いない世帯		
		実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数
27	122,836	17,926	14.6	100.0	3,374	2.7	100.0	102,054	83.1	100.0
28	123,353	18,339	14.9	102.3	3,378	2.7	100.1	101,910	82.6	99.9
29	123,626	18,158	14.7	101.3	3,271	2.6	96.9	101,912	82.4	99.9
30	123,341	18,059	14.6	100.7	3,095	2.5	91.7	101,718	82.5	99.7
R1	122,871	18,081	14.7	100.9	2,913	2.4	86.3	101,646	82.7	99.6
R2	122,207	17,582	14.4	98.1	2,734	2.2	81.0	101,891	83.4	99.8
R3	121,840	17,766	14.6	99.1	2,638	2.2	78.2	101,436	83.3	99.4
R4	121,485	18,144	14.9	101.2	2,524	2.1	74.8	100,817	83.0	98.8
R5	121,334	18,775	15.5	104.7	2,488	2.1	73.7	100,071	82.5	98.1
R6	120,914	19,438	16.1	108.4	2,401	2.0	71.2	99,075	81.9	97.1

6 扶助別被保護人員の状況

扶助別被保護人員は、令和6年度で生活扶助 127,375人、住宅扶助128,987人、教育扶助 6,533人、医療扶助 130,813人、介護扶助 31,863人、その他の扶助 3,231人となっています。

第6図 扶助別被保護人員の推移
(人)



第6表 扶助別被保護人員の推移

(年度平均)

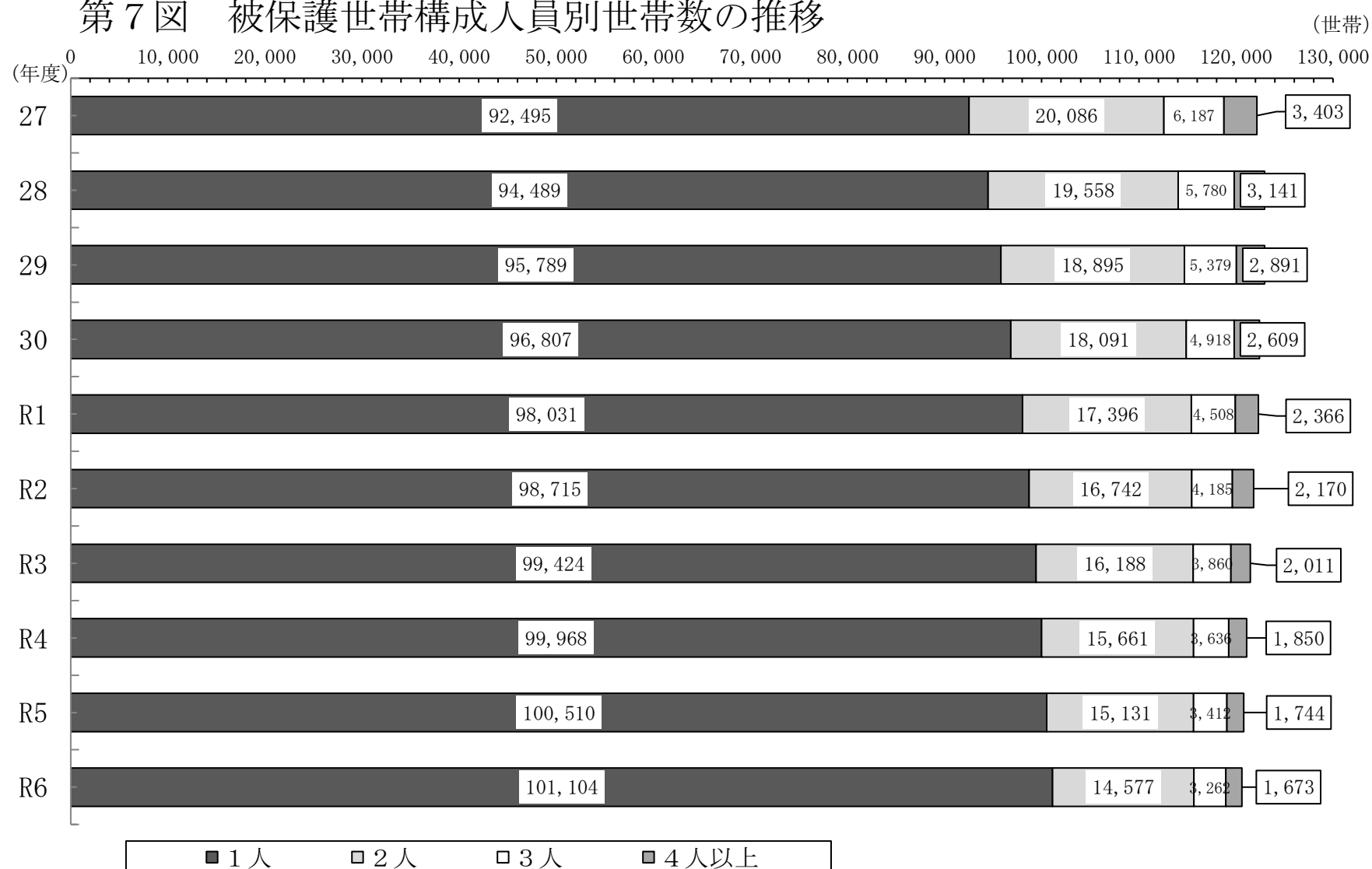
区分 年度	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他扶助	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
27	151,841	100.0	148,704	100.0	13,496	100.0	147,423	100.0	25,013	100.0	5,736	100.0
28	149,243	98.3	146,568	98.6	12,606	93.4	143,283	97.2	26,034	104.1	5,315	92.7
29	146,132	96.2	144,027	96.9	11,670	86.5	141,558	96.0	27,358	109.4	4,979	86.8
30	142,501	93.8	141,212	95.0	10,608	78.6	139,684	94.8	28,609	114.4	4,705	82.0
R1	139,170	91.7	138,489	93.1	9,550	70.8	138,257	93.8	29,610	118.4	4,371	76.2
R2	136,223	89.7	136,397	91.7	8,738	64.7	134,156	91.0	30,239	120.9	4,157	72.5
R3	134,131	88.3	134,587	90.5	8,026	59.5	132,813	90.1	30,636	122.5	3,869	67.5
R4	132,335	87.2	132,845	89.3	7,472	55.4	132,128	89.6	30,763	123.0	3,581	62.4
R5	130,286	85.8	131,242	88.3	7,031	52.1	132,219	89.7	31,276	125.0	3,359	58.6
R6	127,375	83.9	128,987	86.7	6,533	48.4	130,813	88.7	31,863	127.4	3,231	56.3

7 被保護世帯構成人員、年齢階層別人員の状況

(1) 世帯人員別の構成比

令和6年度で単身世帯が83.8%を占めており、1世帯当たりの平均人員は1.22人となっています。単身世帯が増加傾向にあります。

第7図 被保護世帯構成人員別世帯数の推移



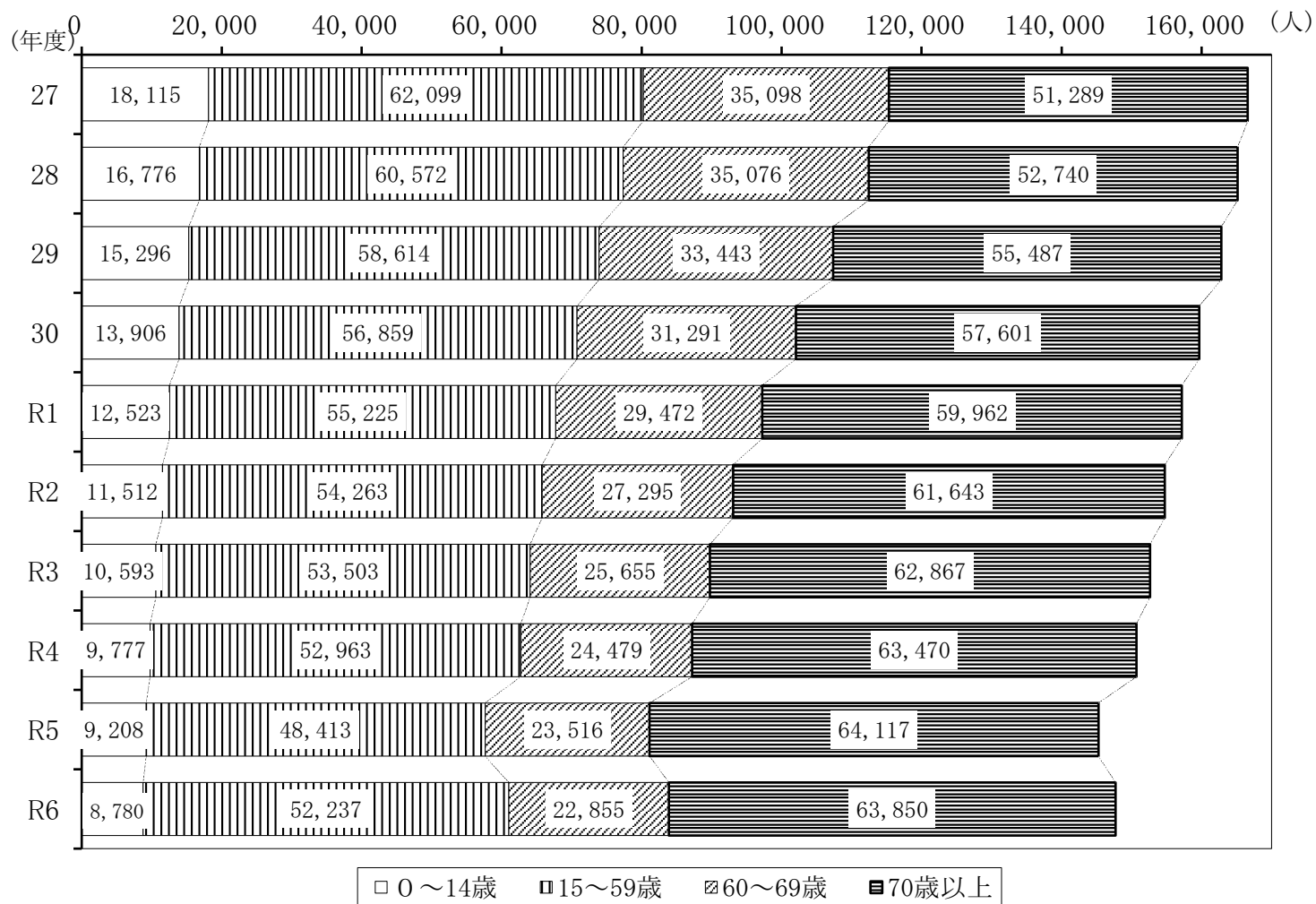
第7表 被保護世帯構成人員の推移

(各年7月全国一斉調査/被保護者調査基礎項目)

区分 年度	被保護 世帯数 (停止除)	被保護 人員 (停止除)	世帯構成人員別												1世帯 平均 人員		
			1人		2人		3人		4人		5人		6人			7人以上	
			人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
27	122,171	166,601	92,495	75.7%	20,086	16.4%	6,187	5.1%	2,255	1.8%	747	0.6%	262	0.2%	139	0.1%	1.36
28	122,968	165,164	94,489	76.8%	19,558	15.9%	5,780	4.7%	2,093	1.7%	678	0.6%	227	0.2%	143	0.1%	1.34
29	122,954	162,840	95,789	77.9%	18,895	15.4%	5,379	4.4%	1,906	1.6%	631	0.5%	217	0.2%	137	0.1%	1.32
30	122,425	159,657	96,807	79.1%	18,091	14.8%	4,918	4.0%	1,696	1.4%	575	0.5%	206	0.2%	132	0.1%	1.30
R1	122,301	157,182	98,031	80.2%	17,396	14.2%	4,508	3.7%	1,522	1.2%	531	0.4%	182	0.1%	131	0.1%	1.29
R2	121,812	154,713	98,715	81.0%	16,742	13.7%	4,185	3.4%	1,386	1.1%	487	0.4%	171	0.1%	126	0.1%	1.27
R3	121,483	152,618	99,424	81.8%	16,188	13.3%	3,860	3.2%	1,282	1.1%	449	0.4%	162	0.1%	118	0.1%	1.26
R4	121,115	150,689	99,968	82.5%	15,661	12.9%	3,636	3.0%	1,188	1.0%	408	0.3%	145	0.1%	109	0.1%	1.24
R5	120,797	145,524	100,510	83.2%	15,131	12.5%	3,412	2.8%	1,103	0.9%	387	0.3%	148	0.1%	106	0.1%	1.20
R6	120,616	147,722	101,104	83.8%	14,577	12.1%	3,262	2.7%	1,057	0.9%	389	0.3%	143	0.1%	84	0.1%	1.22

(2) 被保護世帯年齢階層別人員の構成

近年、70歳以上の構成比が増加傾向にあり、令和6年度では、70歳以上の割合がと43.2%となっています。



第8表 被保護世帯人員年齢階層別人員の推移

(各年7月全国一斉調査/被保護者調査基礎項目)

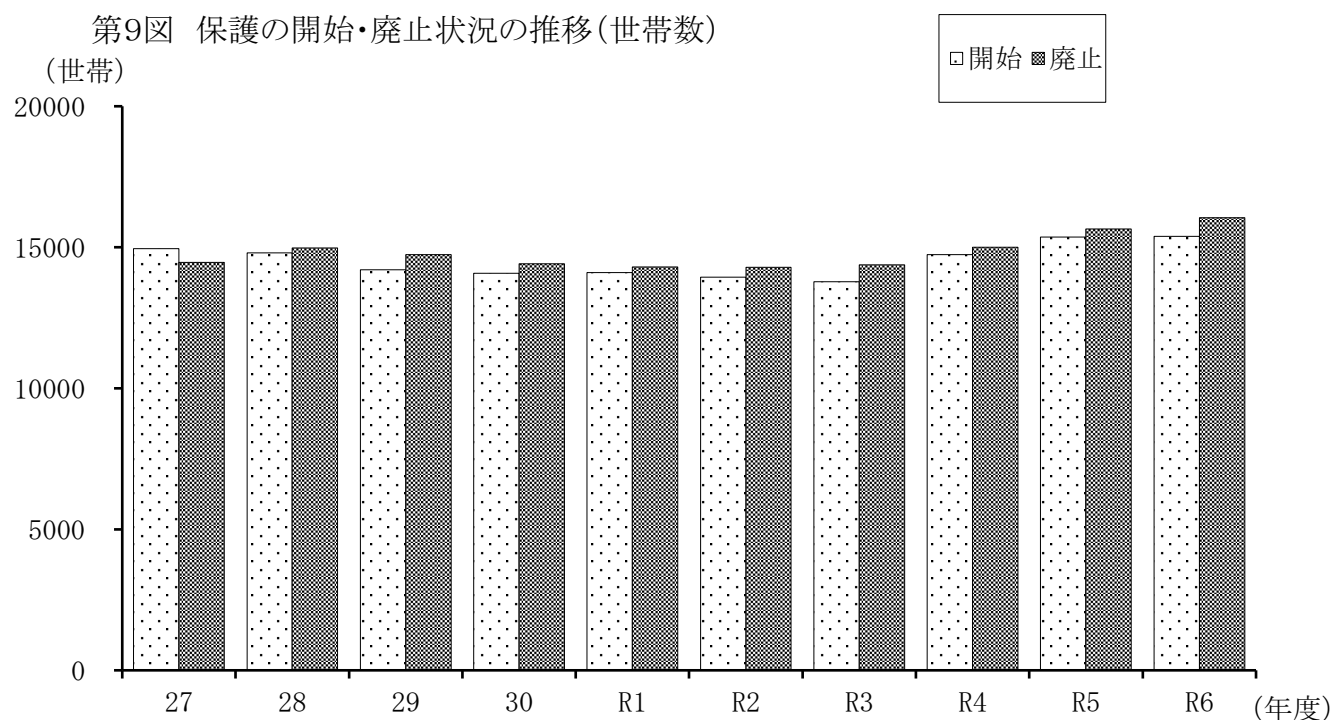
区分 年度	総数	0～14歳			15～59歳			60～69歳			70歳以上		
	実数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数
27	166,601	18,115	10.9%	100.0	62,099	37.3%	100.0	35,098	21.1%	100.0	51,289	30.8%	100.0
28	165,164	16,776	10.2%	92.6	60,572	36.7%	97.5	35,076	21.2%	99.9	52,740	31.9%	102.8
29	162,840	15,296	9.4%	84.4	58,614	36.0%	94.4	33,443	20.5%	95.3	55,487	34.1%	108.2
30	159,657	13,906	8.7%	76.8	56,859	35.6%	91.6	31,291	19.6%	89.2	57,601	36.1%	112.3
R1	157,182	12,523	8.0%	69.1	55,225	35.1%	88.9	29,472	18.8%	84.0	59,962	38.1%	116.9
R2	154,713	11,512	7.4%	63.5	54,263	35.1%	87.4	27,295	17.6%	77.8	61,643	39.8%	120.2
R3	152,618	10,593	6.9%	58.5	53,503	35.1%	86.2	25,655	16.8%	73.1	62,867	41.2%	122.6
R4	150,689	9,777	6.5%	54.0	52,963	35.1%	85.3	24,479	16.2%	69.7	63,470	42.1%	123.7
R5	145,254	9,208	6.3%	50.8	48,413	33.3%	78.0	23,516	16.2%	67.0	64,117	44.1%	125.0
R6	147,722	8,780	5.9%	48.5	52,237	35.4%	84.1	22,855	15.5%	65.1	63,850	43.2%	124.5

8 保護の開始・廃止の状況

(1) 開始・廃止世帯の状況

令和6年度の開始世帯数は15,383世帯と、前年度比0.1%増となっています。

また、廃止世帯数も16,045世帯と、前年度比2.5%増となっています。



第9表 保護の開始・廃止状況の推移

区分 年度	申請		却下		(A)開始				(B)廃止				差引 (A)-(B)	
					世帯		人員		世帯		人員			
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	世帯	人員
27	16,425	100.0	682	100.0	14,953	100.0	20,838	100.0	14,462	100.0	19,651	100.0	491	1,187
28	16,195	98.6	639	93.7	14,802	99.0	19,965	95.8	14,974	103.5	19,829	100.9	▲ 172	136
29	15,580	94.9	670	98.2	14,207	95.0	18,810	90.3	14,742	101.9	19,221	97.8	▲ 535	▲ 411
30	15,522	94.5	751	110.1	14,078	94.1	18,578	89.2	14,416	99.7	18,671	95.0	▲ 338	▲ 93
R1	15,448	94.1	761	111.6	14,101	94.3	18,069	86.7	14,297	98.9	17,986	91.5	▲ 196	83
R2	15,372	93.6	759	111.3	13,935	93.2	17,540	84.2	14,288	98.8	17,469	88.9	▲ 353	71
R3	15,351	93.5	969	142.1	13,774	92.1	17,123	82.2	14,383	99.5	17,156	87.3	▲ 609	▲ 33
R4	16,470	100.3	980	143.7	14,743	98.6	18,460	88.6	14,999	103.7	17,717	90.2	▲ 256	743
R5	17,018	103.6	1,087	159.4	15,360	102.7	19,060	91.5	15,655	108.2	18,394	93.6	▲ 295	666
R6	17,079	104.0	1,190	174.5	15,383	102.9	18,830	90.4	16,045	110.9	18,779	95.6	▲ 662	51